

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業優先交渉権者及び
指定管理予定者選定公募型プロポーザル

参加資格審査及び一次審査に関する質疑回答

	資料名等	頁	章番号等				質 問 内 容	回 答
1	募集要項	11	3	4	(1)	イ	「代表企業の選出」について、代表企業が満たすべき資格要件の規定は特段ないと考えてよろしいでしょうか。 代表企業は設計企業、管理運営企業のどちらから選んでも問題ないと考えてよろしいでしょうか。 また、共同企業体での参加の場合、代表企業は統括企業である必要がありますでしょうか。	代表企業については、構成員の参加資格要件を満たしていればそれ以外の規定はない。 代表企業の選出は設計企業、管理運営企業のどちらからでも問題ない。 代表企業は統括企業から選定すること。
2	募集要項	13	3	4	(3)	ア (ウ) c	「延床面積1,000㎡以上の公共建築物の・・・」とありますが、独立行政法人もしくは国立大学法人による建築物はこれに該当するかどうか、公共建築物の定義を含めてご教示ください。 (審査基準書p.4 表1においても同じ)	公共建築物とは国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人及び公立大学法人等が所有する施設を指す。
3	仕様書	6	1	8	(2)	イ (イ)	「公共建築工事積算基準 令和28年版」とありますが、(エ)設備積算と同様、平成28年版と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
4	審査基準書	3	3	(1)	※1		改修工事の定義について、あくまで大規模の修繕・大規模の模様替に該当するものを指しており、建基法第6条1項一号に該当する用途変更(同法87条1項)のみの場合はこれに該当しないという認識でよろしいでしょうか。	よろしい。
5	審査基準書	4	3	(1)	表1		「設計企業の実績審査項目」とありますが、当該「設計企業」とは「募集要項p.2表1用語の定義」の通りと考えてよろしいでしょうか。 共同企業体での参加の場合、ここでは統括企業・構成員を含めて「設計企業」と考え、それぞれの企業での実績を合計した件数として捉えてよろしいでしょうか。 (様式2-16)管理運営企業の実績においては末尾に「実績①と②が異なる構成員の実績でも可」と記載あり)	よろしい。 共同企業体での参加の場合、統括企業・構成員含めた実績でよい。

6	審査基準書	4	3	(1)	表1	1	(1)	③	「延床面積1,000㎡以上の公共建築物・・・」の実績については記載の通り「改修工事」のみで、新築・増築・用途変更等は含まれないのでしょうか。 (確認)	改修工事のみで新築・増築・用途変更のみは含まない。
7	審査基準書	4	3	(1)	表1	1	(1)	③	「延床面積1,000㎡以上の公共建築物・・・」の実績について、改修工事設計業務の中で増築等の確認申請行為を有する建物全体改修業務（大規模な模様替えには該当しないもの）も該当すると考えてよろしいでしょうか。	審査基準書 第3（1）記載の通り、大規模な模様替え若しくは大規模な修繕に該当しないのであれば、改修工事には該当しない。
8	審査基準書	4	3	(1)	表1	1	(1)	③	「延床面積1,000㎡以上の公共建築物・・・」の実績について、改修工事設計業務とは耐震改修業務も該当すると考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第6条記載の大規模な修繕または大規模な模様替えに該当するのであれば、耐震改修業務でもよい。
9	審査基準書	4	3	(1)	表1	1	(1)	③	「③延床面積1000㎡以上の公共建築物の改修工事（※1）に係る設計業務の実績」とありますが、改修工事設計業務で、増築等の確認申請行為を有する建物全体改修業務も該当すると考えてよろしいでしょうか（大規模な模様替えには該当しないもの）	審査基準書 第3（1）記載の通り、大規模な模様替え若しくは大規模な修繕に該当しないのであれば、改修工事には該当しない。
10	審査基準書	4	3	(1)	表1	1	(1)	③	「③延床面積1000㎡以上の公共建築物の改修工事（※1）に係る設計業務の実績」とありますが、改修工事設計業務で、耐震改修業務も該当すると考えてよろしいでしょうか	No.8と同じ
11	01様式集	1	2	(1)					参加資格審査及び一次審査（実績審査）に関する提出書類内の納税証明書は「納付すべき税額」「納付済額」「未納税額」の三点の記載あるものの2年分を提出すればよろしいでしょうか	国税についての納税証明書は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用とする。なお、都道府県民税及び市町村民税については参加表明者の所在する自治体の証明書とし、管轄する自治体に確認すること。
12	（様式2-1） 参加資格審査 及び一次審査 （実績審査） に関する提出 書類（表紙） 等	20							応募グループ名については任意名称でよろしいでしょうか（代表企業名の明示等必要あるかご教示ください）	よろしい。（代表企業名の明示の必要はない。）
13	（様式2-5） 委任状（代表 企業への委任）	24							設計企業、管理運営企業とも共同体の組成を考えているが、本様式記載の企業名については各共同体の統括企業名等を記載するという理解でよろしいか	統括企業名を記載すること。